

publicity magazine
by Chiba Federation of Small Business Associations

Chushokigyo-Chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 飯田俊夫理事長

Contents 【主な内容】

- トピックス **3** 平成 20 年度中小企業関係税制改正のポイント
- 特集 **4** 平成 20 年度中小企業対策関連政府予算案の概要
- 施策 **6** 組合年度末事務手続
- 組合 Q & A **8** 社団法人会員であることを組合員資格要件とすることについて
- 視点 **10** できる経営者の「社員の質を高める人材育成」
- ご案内 **12** 千葉県最低賃金・産業別最低賃金改正決定について
- 連携リーダー **13** 千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合
- 景況 **14** 情報連絡員報告 (12月)
- お知らせ **15** 商工中金の転換に係る説明会の開催について他

2008

2



千葉県中小企業団体中央会

URL: <http://www.chuokai-chiba.or.jp>

平成19年度第2回理事会 新春賀詞交換会

本会は1月18日、千葉市内のホテルにおいて理事会を開催した。

はじめに坂戸誠一会長より「アメリカの景気減速に伴い舵取りの難しい経営環境が続いているが、中小企業のニーズにあった支援を行っていききたい」との挨拶があった。その後議事に入り、①平成19年度事業進捗状況並びに収支状況、②第61回中小企業団体全国大会(千葉大会)の開催、③その他の議案を審議し可決決定した。

その後県や商工中金の来賓をお招きして賀詞交換会が開催された。

平成20年度中小企業関係 税制改正のポイント

自由民主党公明党は、この程「平成20年度税制改正大綱」を取りまとめた。

今般の税制改正において、長年の課題であった事業承継税制の本拡充が実現。これにより、事業承継の最大の支障の一つである中小企業経営者の相続税負担の問題が一掃され、事業の継続・発展を通じて地域経済の活性化を強力に後

押し。併せて、中小企業の生産性向上・成長の底上げを促進する中小企業投資促進税制、少額減価償却資産特例の延長や中小企業技術基盤強化税制の拡充等が実現。

内容は次のとおり。

中小企業事業承継税制の抜本拡充

(1) 中小企業事業承継税制の抜本拡充
事業承継の際の障害の一つである相続税負担の問題を抜本的に解決するため、非上場株式等に係る相続税の軽減措置について、現行の10%減額から80%納税猶予に大幅に拡充するとともに、対象を中小企業全般に拡大する。なお、本制度は、平成21年度改正で創設し、事業継続円滑化法(仮称)の施行の日(平成20年10月予定)以降の相続に遡って適用する。

(2) 非上場株式における営業権の評価の改正

中小企業の事業承継における非上場株式の適正な評価に資するため、非上場株式を純資産価額方式により評価する場合に計上される営業権の評価について見直す。(当該利率は2%から5%に引き上げる予定)

中小企業の生産性向上・成長の底上げ

(1) 中小企業投資促進税制の延長

情報基盤強化税制の延長 拡充(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税)

中小企業を始めとした戦略的な

IT投資の加速等を図り、日本経済の生産性向上・成長の底上げを牽引することが不可欠である。そのため中小企業向けの情報セキュリティ強化ソフトウェアや高度なIT利活用を実現するための連携ソフトウェアの追加等を行った上で

情報基盤強化税制を延長するとともに、中小企業投資促進税制を2年間延長する。

(2) 少額減価償却資産の特例の延長(法人税、所得税)

小規模企業を中心にパソコン等の生産性向上に寄与する投資の促進に効果を有し、中小企業の事務負担の軽減に資する少額減価償却資産特例(30万円未満の小額資産の即時全額損金参入)の適用期限を2年間延長する。

(3) 研究開発促進税制・中小企業技術基盤強化税制の拡充(法人税・所得税・法人住民税)

イノベーションの加速による成長力・競争力強化のため、頑張る企業(①研究開発費を増加させる企業や②研究開発比率の高い企業)

に対する投資インセンティブを強化する。(試験研究費に対する税額控除上限を20%から30%に引き上げる。)

(4) 人材投資促進税制の拡充(法人税、所得税、法人住民税)

中小企業の生産性向上・成長・底上げのためには、人材投資の加速が不可欠である。

厳しい経営状況のため、人材投資を継続的に増加させることが困難な中小企業について、教育訓練費の増減に関わらず、適用事業年度の教育訓練費の総額から税額控除する簡素な制度(総額型)に拡充する。

(5) 創業5年以内の中小企業に対する欠損金の繰戻還付措置の延長(法人税)

事業基盤が脆弱な創業間もない中小・ベンチャー企業について、欠損金の繰戻還付措置の適用期限を2年間延長する。

(6) 交際費の損金算入の特例の延長(法人税)

中小企業の事業活動を円滑化するため、交際費について、中小企業に限って認められている損金算入の特例措置の適用期限を2年間延長する。

(7) 企業再生税制の特例措置を受け、私的整理の要件の緩和(法人税) 事業再生の小規模化にも対応し、未だ十分に進んでいない地域の中小企業の再生をより一層促進するため、信用保証協会が求償権放棄をした場合においても、企業再生税制の特例措置を認める。

(8) 農商工連携等を促進する税制措置の創設(法人税、所得税)

地域経済の活性化に向け、「中小農商工連携促進法(仮称)」に基づき、農林水産業と中小企業とが連携して行う、ヒト・モノ・技術などの経営資源を活用した、「農商工等連携事業活動(仮称)」を促進するため、当該連携事業活動の立ち上げ・拡大に向け必要となる設備投資を支援する税制措置を創設する。(7%の税額控除又は30%の特例償却)

(9) 減価償却制度・法定耐用年数区分及び短縮特例制度の見直し(法人税、所得税、法人住民税、法人事業税、固定資産税)

減価償却制度について、国際競争力強化の視点を踏まえつつ、①法定耐用年数区分の大括り化・耐用年数見直し、②短縮特例制度の手続き簡素化を行う。

平成20年度

中小企業対策関連政府予算案の概要

平成20年度予算政府案がこのほど閣議決定された。

一般会計は83兆613億円で、このうち公共事業や社会保障などに充てる一般歳出は47兆2845億円となっている。同予算のポイントとして、(1)「基本方針2006」に沿った歳出改革の徹底、(2)予算配分の重点化、(3)予算配分の効率化、の3つがあげられている。

中小企業対策費は、政府全体で1760億円、このうち経済産業省所管分は1304億円となっている。同省では、中小・小規模企業の生産性の向上・潜在力の発揮を図り、将来の持続的成長と地域の活性化を実現するため、(1)付加価値の創造、(2)経営力の向上、(3)事業環境の整備、の3つの観点から、予算、法律、税制、財政投融資等あらゆる政策手段を総動員し、総合的・集中的に中小企業対策を展開するとしている。

I. 基本的考え方

我が国経済は、全体として緩や

かに息の長い景気回復が続けているが、企業規模や地域によるばらつきが拡大している。

このような状況の下、地域中小企業による「付加価値の創造」、それを支える「経営力の向上」、努力や能力に応じて企業が利益を上げられるような公正かつ効率的・合理的な「事業環境の整備」の3つの観点から総合的・集中的に施策を講じることにより、中小・小規模企業の生産性向上・潜在力の発揮を図り、将来の成長と地域の活性化を実現する。

このため、以下の考え方を基本に、予算、法律、税制、財政投融資等あらゆる政策手段を総動員して、中小企業対策を展開する。

■付加価値の創造

①「農商工連携」の促進②「中小企業地域資源活用プログラム」の推進③中小企業における人材能力の向上④研究開発・創業等の支援

■経営力の向上

①頑張る小規模企業応援プランの推進②中小企業の事業承継の円滑化③まちづくりの推進・商店

街の活性化

■事業環境の整備

①資金調達の円滑化②下請適正取引等の推進③地域中小企業の再生支援

II. 予算案等

■予算案（経済産業省）

20年度予算案1304億円

■中小企業対策費（政府全体）
20年度予算案1760億円

■19年度補正予算2757億円

*内訳は①原油高対策237億円②災害対策194億円③中小企業金融・信用補完2326億円

III. 重点項目

■付加価値の創造

①「農商工連携」の促進

地域に根ざした農林水産業と商工業が連携する「農商工連携」を促進するため、地域産品の輸出促進、ITの活用による販路開拓や農業生産の効率化、人材確保・育成等への支援を、省庁横断的かつ集中的に推進する。

②「中小企業地域資源活用プログラム」の推進

「中小企業地域資源活用プログラム」を推進し、地域における新商品

新サービスの創出を支援する。各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、農林水産品、観光資源）を活用し、5年間で1000件の新事業創出を目指す。

③中小企業における人材能力の向上

若手人材の量的不足等の一方、団塊の世代は大量に定年を迎える。大企業、都市部に偏在した団塊世代の有する技術やノウハウが活用されるよう、企業等を退職した人材が、地域・中小企業で新現役として再活躍できる仕組みを構築する（「新現役チャレンジプラン」）。

また、高専を活用した現場人材の育成、工業高校等での実践教育の支援を強化する。

④研究開発・創業等の支援

中小企業技術革新制度（SBIR制度）に段階的競争選抜方式を導入することにより、中小・ベンチャー企業による革新的でリスクの高い研究開発を支援する。

また、昨年6月に施行された「中小ものづくり高度化法」等に基づき、中小企業と川下産業の連携による研究開発等を支援する。

さらに、販路開拓の全国展開の

促進など、創業に係る経営を支援し、地域における小規模事業者等の挑戦を支援する。

▼農商工連携予算102.6億円
▼中小企業地域資源活用プログラム116.7億円▼新規役チャレンジ支援事業21.2億円▼中小企業ものづくり人材育成事業7.6億円▼SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業5億円▼戦略的基盤技術高度化支援事業8.8億円▼成功報酬型販路ナビゲーター創出支援事業2億円

■経営力の向上

①頑張る小規模企業応援プランの推進

小規模事業者等が基礎的な経営力強化を図り、将来の発展・成長を実現しようとする挑戦を応援すべく、ITの活用を通じた会計・財務等の経営力の向上を支援する。また、企業の財務等の情報を蓄積し、マル経融資等の迅速かつ円滑な資金供給や、きめ細かな経営サポートに活用するための情報データベースを整備する。

また、全国に、小規模事業者の
前向きな取組を支援するためのモデルとなるような先進的な拠点を整備する。小規模事業者等の抱え

る固有の諸課題を把握し、団塊世代をはじめとする全国の人材等を有効に活用しながら、企業のニーズに対応した人材の派遣や経営支援を行う応援コーディネーターを配置し、ヒト・情報・カネの政策資源を集約的に投入する。

②中小企業の事業承継の円滑化
事業の将来性、後継者不足、相続人間の遺産分割や遺留分、相続税の問題など、日本経済を支えるべき中小企業の事業承継には様々な問題がある。

事業の継続・発展を通じた雇用確保や地域経済の活力維持を図るべく、法的措置を含めた事業承継円滑化のための総合的な支援策を講ずる。

③まちづくりの推進・商店街の活性化

コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを推進するとともに、空き店舗を利用したコミュニティ機能の強化や就業機会の創出など、その集積性・立地環境を活かした様々な社会機能が集積する場として商店街の活性化を推進する。

▼小規模企業経営支援情報・金融連携事業4.3億円▼中小企業経

営革新プラットフォーム整備事業2.3億円▼IT経営実践促進事業11.3億円▼経営力向上・事業承継等先進的支援体制構築事業51.6億円▼中小企業事業承継円滑化支援事業5.1億円▼事業承継支援センターの設立支援20億円▼まちづくりの推進・商店街の活性化102.8億円

■事業環境の整備

①資金調達の円滑化

金融情勢は全般的には緩和しつつあるものの、二極分化が広がり、小規模企業を中心として、資金調達難に直面する中小企業は多い。

担保・自己資本が不足しがちな小規模企業等への資金供給機能の強化、運転資金不足を克服するための売掛債権の早期現金化支援等、従来手薄だった企業の資金ニーズへの対応策を講ずる。

また、急な資金ニーズに対応するための保証枠を予め確保する予約保証の導入、ワラント付保証の導入等ハイブリッド型金融による創業・新分野挑戦資金の調達支援等、小規模・中小企業の生産性向上に資する制度整備を行う。

②下請適正取引等の推進

中小企業の生産性向上の観点から、下請取引に関する「駆け込み寺」機能を持つ下請適正取引推進センター（仮称）を全国規模で整備し、下請取引に係る各種相談への対応や、裁判外紛争解決を図るとともに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインのフォローアップ及び普及啓発等により、下請適正取引等の推進を図る。

③地域中小企業の再生支援

これまで約2000件の再生計画策定を支援している各地域の中小企業再生支援協議会の機能を拡充強化し、地域の中小企業・小規模事業者の事業再生に即応し、きめ細かくサポートする体制を整備する。

また、小規模企業の円滑な再生を図るため、信用保証協会の一層の活用を図る。

▼売掛債権の早期現金化支援20.2億円▼中小企業金融公庫融資部門補給金122.4億円▼日本政策金融公庫危機対応円滑化関連5.3億円▼信用保証協会基金等補助54.0億円▼中小企業取引適正化事業委託費6億円▼中小企業再生支援協議会事業45.3億円

1. 提出・届出

組合には、「中小企業等協同組合法」等によって、所管行政庁へ届出を要する事項が定められています。事業協同組合の場合の決算関係書類の提出、役員変更届の手續を次に示します。

(1) 決算関係書類の届出

決算関係書類は、毎事業年度ごとに、通常総会終了後2週間以内に所管行政庁へ提出しなければなりません。(法第105条の2)

また、3ヵ年間連続して提出を怠りますと解散命令の対象組合となりますので、ご留意下さい。

書類等は以下のとおりです。

① 中小企業等協同組合決算関係書類提出書

(右の書式参照)

- ② 事業報告書
- ③ 財産目録
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 損益計算書
- ⑥ 剰余金処分又は損失の処理方法を記載した書面
- ⑦ 事業計画書
- ⑧ 収支予算書
- ⑨ 通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

(2) 役員変更届

役員の氏名、役職に変更があった場合に、その都度所管行政庁へ変更の日から2週間以内に届ける必要があります。(法第35条の2)

書類等は以下のとおりです。

- ① 中小企業等協同組合役員変更届書 (右の書式参照)
- ② 変更した事項を記載した書面 (役員名簿新旧対照表)
- ③ 変更の年月日
- ④ 変更の理由
- ⑤ 通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本
- ⑥ 理事会の議事録又はその謄本

(3) 登記

次の登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができません。

① 代表理事の変更等の変更登記

変更後2週間以内。ただし、出資の総口数及び払込済出資総額の変更の登記は、事業年度終了後4週間以内でよい。

② 定款変更を伴う変更登記

名称、事務所所在地、事業、地区、出資一口の金額、出資払込の方法、公告の方法。

認可書到達後2週間以内。

平成20年〇月〇日

様

組合住所

組合名

代表理事氏名

㊤

(電話)

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

中小企業等協同組合法第105条の2第1項の規定により別紙の中小企業等協同組合の決算関係書類を提出します。

(添付書類)

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 剰余金の処分又は損失の処理方法を記載した書面
- (6) 前各号の書類を提出した通常総会又は通常総代会の議事録又はその謄本

平成 年 月 日

様

組合の住所及び名称

組合を代表する理事の氏名 ㊤

中小企業等協同組合役員変更届書

中小企業等協同組合法第35条の2の規定により中小企業等協同組合の役員の変更を別紙の変更した事項を記載した書面その他の必要書類を添えて届け出ます。

組合年度末事務手続

— 改正組合法施行後の通常総会に係る事務手続等 —

昨年4月1日に改正組合法が施行され、中央会では4回の講習会を開催し法律等の改正点についてご説明させていただきました。しかし、具体的な事務手続については不明な点もあると思いますので、以下に年度末からの組合事務手続についてご案内致します。

通常総会の手続きフロー図 (3月決算、5月29日開催例)

3/31 決算手続

↓ ○決算関係書類、事業報告書の作成

4/8 「決算関係書類」「事業報告書」を監事に提出



5/7 監事の監査報告

↓ ○監事の受領日より4週間を経過した日 (ただし、4週間以内に監事が通知することは可能)

↓ ○監査権限を会計に関するものに限定した組合は「事業報告書」の監査権限がないことを明示。

5/7 理事会招集通知の発出

↓ ○理事(監事に業務監査権限を付与している組合は理事及び監事)全員の同意があれば招集手続きの省略可

↓ ○1週間を下回る期間を定款で定めた場合はその期間

↓ ○業務監査権限を付与している組合は、各理事に対しても発出しなければならない。

5/14 理事会の開催

↓ ○通常総会の開催及び議案の議決

↓ ○監事の監査を受けた「決算関係書類」「事業報告書」の承認

5/15 「決算関係書類」「事業報告書」の備置き

↓ ○通常総会の日から2週間前の日から5年間備え置くことが必要

5/18 総会招集通知の発出・「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」の提供

↓ ○議案のほか、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた「決算関係書類」「事業報告書」「監査報告」を添付する。

↓ ○10日前までに到達するよう発出

↓ ○組合員全員の同意があれば招集手続きの省略可

↓ ○10日を下回る期間を定款で定めた場合はその期間

5/29 通常総会の開催

↓ ○決算関係書類、事業報告書の承認

↓ ○その他

5/29 理事会の開催

↓ ○役付理事の選出

*通常総会で定款変更を検討中の会員組合様におかれましては、申請手続きがスムーズに行えるよう事前に中央会にご相談下さいませようお願い致します。(中央会指導相談室)

組合Q&A

**社団法人会員であることを
組合員資格要件とする
について**

Q111(財) 不動産流通近代化センターの発足により、全国的に不動産業者の組織化が図られているが、現在当〇〇県においても、(社)〇〇県宅地建物取引業協会 〇〇支部で、〇〇地区不動産(協)の設立諸準備を進めているところであるが、定款の組合員資格に「社団法人〇〇県宅地建物取引業協会の会員であること」と規定することは差し支えないか。

「A」社団法人との協調の内容、組合の設立趣旨・事業内容等が判然としないので判断しかねる点はあるが、一般的には、次のような理由からご照会の事項は適当でないものと考ええる。
(1)組合員の加入資格は、経済的条件に限るべきであるが、本件では、経済的にどのような必要性があるかあいまいである。
(2)この場合、社団法人会員であることをもって、企業規模等の一定水準にある者を確保するという趣旨も考えられるが、これは、同水

準にある非会員企業の加入を制限することとなる。なお、企業規模等による区別は、組合の趣旨から、特別の理由がある場合を除き、適当でないところである。

(3)また、社団法人会員であることをもって、協調性・事業近代化への積極性等を判断する材料とする意図も考えられるが、かかる抽象的な事項を組合員資格として定款に規定することは適当でないところである。

(4)組合が他の団体の意向等に左右されるため、組合の独立性・自主性が失われるおそれがある。すなわち、加入脱退、事業実施等が他の団体の意向に左右され、組織、事業運営両面が不安定となり、意思決定等における自主性が損なわれるおそれがある。

**組合が行う旅行あっせん
事業について**

Q211本組合はチケット発行事業を主とする組合であるが、このたび、従来組合員の福利厚生、チケット会員に対するサービスの還元として行っていた旅行を本格的に行うこととし、旅行あっせん業の登録を受け、組合員及びチケット会員

に対する旅行あっせん事業を行うこととした。この場合に事業についての定款変更が必要か。またチケット会員に対する旅行あっせんは員外利用に該当するかご照会する。

「A」1

貴組合の行おうとする旅行あっせん事業は、①組合員である商店の行う顧客招待旅行の共同化、②組合員である商店の行う従業員に対する慰安旅行等の共同化、③組合員の福利厚生のための旅行あっせん、④チケット発行事業のチケット会員に対するサービスとしての旅行あっせん等の内容をもって、

2

一方、貴組合の定款において、上記1における①～④の事業に関連のある規定としては、「組合員の福利厚生に関する事業」及び「チケット発行事業及びこれに関連する事業」のみであり、①、②に該当する規定がないように見受けられる。

したがって、ご照会の旅行あっせん事業が1の①②の内容をもつものであるとすれば、①②に該当する定款規定が必要であり、定款変更の必要があるものと考ええる。

3

チケット会員に対する旅行あっ

せんについては、前記1の①～③の事業からみた場合は員外利用に該当するが、④の「チケット会員に対するサービス」という観点からは員外利用に該当しないものと考ええる。

なお、この場合は、当該事業は旅行あっせん事業ではなく、あくまでチケット発行事業のなかに包含されることになるので申し添える。

**総会における増資議決の
効力について**

Q311組合の自己資本充実を図るため、今後5年間配当金を出資金に振り当てるべく積み立てることを総会において議決した。この議決は、以後においても効力を有し、本件については以後の各年度には総会の議決を要せず、以後5年間の配当金は自動的に組合の積立金となるものと考えてよろしいか。

「A」ご照会の総会の議決は今後一定期間の組合の方針あるいは計画を議決した程度にとどまると思われ、その範囲において全組合員を拘束するものと考ええる。しかし、実際の出資金充当のための積立てに当たっては各組合員は必ずしもこれに拘束されるというものではない。

すなわち、組合員の責任は、その出資額を限度とするものであり（中協法第10条第5項）、増資の引受けについても、たとえ総会の議決をもってしても組合員を強制することはできないからである。

したがって、以後の処置としては、各年度に組合員の承諾を得る必要はないが、当初において各組合員別に承諾を得ることが必要である。

相続加入申出時に業法上の事業者としての地位を承継するまでに至っていない相続人の取扱いについて

Q4 7月20日、組合員が死亡し、8月13日、相続人の1人が他の相続人の同意書を添えて、組合へ相続による加入申込書を提出した。

一方、砂利採取法による砂利採取業承継届書については、8月20日頃県の担当係に相談し、9月2日、県へ届書を提出、9月29日付で県より受理通知書が発送された。

同組合理事長は、相続による加入申込みは、中協法第16条第1項中、組合員たる資格を有する者が定款で定める期間（定款では30日以内）に申出をしたときは組合員になったものとみなされるのである

り、本件の場合、同組合としては、その相続人は県に対して砂利採取業承継届書を提出しておらず、かつ、知事からの同届出書の受理通知書も受けていないので、組合員たる資格を有する者に該当しないとして、相続による加入申込を認めていない。

この件については、同組合の理事会で加入を認めない旨議決がなされた。

「A」1

中協法第16条は、特に死亡した組合員の相続人が組合員としての地位を獲得するについて、その手続きに関する例外措置を規定したものである。

すなわち、相続の場合には、組合の承諾、出資の払込みといった通常の加入の手續を踏むことなく、相続人の一人で、組合員たる資格を有する者が、定款記載の期間内に、組合に加入の申出をするだけで組合員となれるものとして、加入の特例を認めている。

2

「組合員たる資格を有する者」とは、第14条におけるように、組合定款の組合員資格規定に該当する事業者をいうが、第16条の相続

加入の場合には、加入の特例を認めたと同条の主旨から、「死亡した組合員の事業を継承した相続人」について、広く「組合員たる資格を有する者」と解すべきである。

3

思うに、加入の申出の際に業法上の事業者としての地位を承継するまでに至っていないような場合であっても、近い将来その地位を承継することが見込まれ、かつ、その地位の承継さえ行われるならば事業を実施できる状態にあるというような場合があり得るからであり、このような場合においては、当該相続人を「組合員たる資格を有する者」と解するのが妥当であると考える。

4

また、「加入の申出」とは、死亡した組合員の事業を承継した相続人が、その組合員の属した組合の組合員となることを欲し、組合員たるべきことの意味表示を行うことであり、その申出の方法は、組合員たるべきことを欲する意図がわかるようなものであれば有効であると解される。

5

以上のことから、死亡した組合

員の事業を継承した相続人は、届出時までに業法上の事業者としての地位を承継していなくても、組合員たることを欲する何らかの意思表示を定款記載の期間内に組合に対して行っていれば、第16条の相続加入の要件を満たしているものと思料する。

6

なお、一般に事業者が組合に加入しなければ採取数量の割当が得られず、事実上その営業活動が制限されるような場合においては、組合が正当な理由なく加入を拒否することは、独禁法上も問題となるので十分留意する必要がある。

理事の参事兼職について

Q5 理事は参事を兼職することができるか。

「A」監事は使用人と兼ねてはならないことになっているが（中協法第37条）、理事については別段の定めがないので兼務は差し支えない。ただし、実際問題としては理事が参事を兼ねる必要性は乏しく、その理事を代表理事とするか、専務理事又は常務理事とすれば足りると考える。

「コンサルタントの目」

「人材育成 いろいろ経済学」

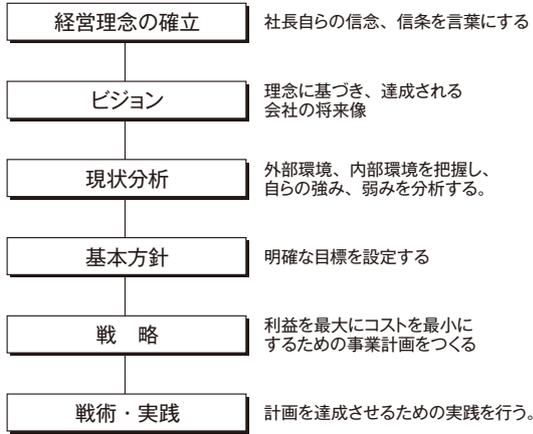
できる経営者の「社員の質を高める人材育成」

できる経営者の条件

筆者もコンサルタントという職業柄、数多くの企業をサポートしてきましたが、成長する企業と赤字の企業では、経営者の資質に大きな開きがあるような気がします。それでは「できる経営者」とはどんな人を言うのでしょうか。

まず、できる経営者の要件は、しっかりとした経営理念を持ち、将来に向けたビジネスを描けることです。

経営者は理念に基づき、自ら会社のあるべき姿（ビジョン）を描き、そのビジョンを実現するための方針を自らの意志と責任で考察し、それを経営計画に明確化することがもとめられます。



優秀社員の採用が難しい中小企業

「二・八の法則」をご存知ですか。イタリアの経済学者が唱えたもので、「パレードの法則」とも呼ばれ最近では「二・六・二の法則」として拡がっています。つまり人材一〇〇人を、二〇人の優秀グループ、六〇人の標準グループ、二〇人の不良グループに分散して考えるわけです。

大学卒業生の新規採用を想定してみましよう。上位二割に入る優秀な学生は大企業を目指すことが

多く、あえて中小企業を選ぶ学生は少数派といえます。

そこで大切なことは、標準的な能力、いやそれ以下の能力の人材であっても、会社の戦力として立派に育て上げていくことなのです。

できる経営者の人材育成

●「足し算」の人間観をもつ

人材育成のためにはあるがままの人間をまずそのまま認めて、その人の「個性」を見つけ出そうと努力することです。未熟でバランスに欠けるという欠点はあってもバイタリテイのある人材に高い評価を与えるという「足し算の人間観」で評価することで、ヤル気を引き出すことができます。

また、往々にしてやる気は失敗に比例することがあります。「人材がうまく育たなくて困っている」と嘆く前に、失敗しても良いから新しいことにチャレンジする社風づくりを目指して下さい。「失敗か

ら学ぶ」ことは多いはずですが。

●「対話」を大切に

答えが用意されている話し合いは、「説得」であって「対話」とはいえません。対話とは非常にクリエイティブなものです。だから、そこで何かが作りあげられていく創造的な場を成立させようと思うなら、まず「一緒に困ろう」「一緒に考えよう」とする姿勢が大切なのです。

●社員に誇りをもたせる

会社に負け犬根性が染みつき毎日情性で仕事をこなしている社員が多い場合、どう対処すべきでしょうか。まず大切なことは、社員に誇りを持たせることです。そのためには、「小さなことでも構わないから、一番になる」ことです。東京にある（武蔵野）という会社では、「業界で一番整理整頓の行き届いた会社になる」という目標を定め、社員に掃除を徹底させることで、社員に誇りを持たせることに成功

した例もあります。

● **公明正大な評価基準をつくる**
 社員にとって、一番気になるのは給与と評価です。給料が不当に低いと感じたとき、あるいは自分が正しく評価されていないと感じたとき、社員のモチベーションは大きく下がります。大切なことは評価基準を明確に公表し、納得させることです。例えば、業績評価（成果主義を取り入れ、前年対比どれだけ業績を伸ばしたか）と方針共有評価（経営ビジョンの理解、各種勉強会への出席、会社が主催するイベントへの参加）を取り入れることをおすすめします。特に中小企業においては、チームワークで仕事を勝ち取っていくわけですから、一体感の重視というところで、方針共有評価基準の工夫が経営者の腕の見せ所といえます。

● **勉強させる仕組みをつくる**
 厳しい競争を勝ち抜くには、自分たちの所属する業界の知識ばかりでなく、実際に機械を動かすといった技術の習得も欠かすことはできません。そこで社員を鍛える、つまり社員教育をどうするかが問われます。前向きに自ら仕事を開拓していく、そんな人材を育てる

ためにも、自社の勉強会や外部の講習会への参加を強制することで。平日の始業前に行う早朝勉強会への参加は不評であっても、その参加状況を社員の評価に反映する仕組みを作ることにより解決できます。この勉強会の参加を「強制する」と共に推進したいことは「量を追う」ことです。量が積み重なっていくことで、良い意味の質的な変化は必ず起こるものです。

● **「まかせろ」そして「ほめる」**
 人が育たない中小企業の多くは、社員が失敗しないようにと、経営者がすべてに口出しするから、社員が育たないのです。簡単な仕事から少しずつ任せていくことです。そして、一人で仕事を順調に成し遂げたときは、まず「ほめる」ことです。ほめることは、人を元気にさせます。ヤル気にさせます。目標を達成したとき、問題点を発見したとき、進んで協力したときには、すすんで「ほめる」ことです。

● **「飲み」にケーション・喰いにケーション」を定例化する**
 IT化が進み、インターネットやメールで情勢伝達が頻繁に行われる時代になりましたが、参加者

の口調や表情、身振り手振りといった細かいニュアンスまで、伝えられないITツールでは、おもいがけないところからコミュニケーションがほころびます。

社内コミュニケーションのため効果的な取り組みは、社員との「飲み会であり食事会」です。大切なことは二ヶ月に一回とか日を定め全社員に公開することです。経営者たる社長は、この会で全員にねぎらいの言葉をかけること、また社員からは「三分間スピーチ（人数により一分間）」及び「何でもくエスチョン」を行います。何でもよいから社員から質問させ、社長が答える。社員に喋らせること、社長としてそれに耳をかたむけることがコミュニケーションを密にするのに役立ちます。

三つのステップで社員の質を高めよう

社内の人材に関しては、「人財」「人在」「人罪」という言い方をよくします。人財は「優良社員」。「人在」は「指定されたことは遂行できる社員」、「人罪」は「ダメ社員」のことです。さきほどのパレードの法則に当てはめれば、この割合は「二：六：二」という答えが多い

ようです。「人罪」を「人在」に変え、「人在」を「人財」に育てるにはどうしたら良いかをもう一度考えてみましょう。

人材育成のステップとして、まず一番目は、経営者が企業の方向性を示すことです。次に、目標を与えること、三番目に、権限を委譲することです。そのためには、社員自身が何事も「徹底して」やりぬくことが必要です。「社員全員が心を一つにする」ことで、企業の発展という成果を手に入れることができるのです。

社員の質を高める3つのステップ

<p>■権限の委譲とは、放っておくことではありません。目標を共有して初めて権限委譲が可能となります。「まかせ」それをやり遂げることで社員が力がつきます。失敗した場合でも再チャレンジの機会を与えてください。</p>	<p>STEP3 権限を委譲すること</p>
<p>■与える目標は押し付けるのではなく、社員が納得するものでなくてはなりません。社員が出来そうもないと言え、それに対して一緒に考え常にバックアップ体制を考えること。 ・目標達成には、日ごろの勉強の成果を活かす ・公正な人事評価の基準をつくる</p>	<p>STEP2 目標を与えること</p>
<p>■経営理念を基本に3年後、5年後に自社をどのようにしたいかを喋り、それを経営計画書として紙に落とし込むことが大切です。そしてこれらの方針を周知徹底して下さい。 【具体案】 ・対話 ・飲みにケーション ・全社員参加の朝礼実施</p>	<p>STEP1 企業の方向性を示すこと ・経営理念 ・経営ビジョン ・経営計画</p>

（中小企業診断士 大塚慎二）

千葉県最低賃金・産業別最低賃金改正決定について

千葉労働局

「守ろう！確かめよう！この最低賃金」

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイトを含む）に適用される千葉県最低賃金及び下記産業の事業場で働く労働者に適用される産業別最低賃金7業種が下記のとおりとなります。

この最低賃金額には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外手当、深夜手当等は含まれません。

最低賃金一覧表（平成19年度改正）

最低賃金件名	改正最低賃金額	発効日	改正前最低賃金額	引上げ額
千葉県最低賃金	706円	平成19年10月19日	687円	19円
産業別最低賃金	調味料製造業(1)	平成19年12月25日	775円	10円
	鉄鋼業	平成19年12月25日	806円	13円
	一般機械器具製造業(2)	平成19年12月25日	794円	11円
	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業(3)	平成19年12月25日	791円	12円
	精密機械器具製造業	平成19年12月25日	776円	12円
	各種商品小売業(4)	平成19年12月25日	756円	11円
	自動車（新車）小売業	平成19年12月25日	786円	13円

注(1)は、味そ製造業を除く。

(2)は、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。

(3)は、電球、電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。

(4)は、衣・食・住にわたる各種商品を小売りする事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所。

最低賃金の内容についてのお問い合わせは、千葉労働局労働基準部賃金室（Tel.043-221-2328）又は最寄の労働基準監督署にお尋ねください。

千葉労働局ホームページ <http://www.chiba-roudoukyoku.go.jp/>
24時間テレホンサービス 043-221-4700

【組合の概要】

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合は、千葉市の清掃行政と環境保全問題の変化に伴い事業所系一般廃棄物処理業界がこれらの状況変化に対応するために平成8年4月組合を設立した。名称は千葉市一般廃棄物処理業協同組合であったが、業務としては資源物から産業廃棄物まで扱っており、一般市民への認知度アップのため昨年12月に名称を変更した。

【理事長会社概要】

飯田環境クリーン株式会社は、飯田俊夫理事長のお父様である故飯田昇治氏が昭和30年に創業した会社である。現在、産業廃棄物処理業、一般廃棄物処理業、塵芥清掃業、再生资源卸売業、建物清掃業等を行っている。

先代の昇治氏は、神奈川県厚木市の農家の生まれで8人兄弟の長男であったが、利益効率の悪い農業に魅力を感じず実家を次男に譲り、裸一貫新天地千葉で全く新規事業として廃品回収業を始めた。当時は資源物の価格も高く、寝る間も惜しんで働いたとか。業績も順調に伸びし、昭和47年には個人企業から有限会社飯田となり、古物商許可に加え、一般廃棄物処理業許可も取得し、資源物ばかりではなく一般廃棄物の処理も取り扱うようになった。自己の会社

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合 飯田俊夫理事長

◎いいた・としお 昭和50年3月県立四街道高校卒業、(有)飯田入社。平成4年代表取締役。平成12年社名変更、平成15年千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合理事長。50歳。



環境変化に対応し 常に先を見越した堅実経営

の業績を伸ばす一方、業界団体である千葉県再生資源商業協同組合や日本再生資源事業協同組合連合会の運営に長年携わり、再生資源業界の改善発達に多大な貢献をされた方であった。

しかし、その先代も平成4年に癌で急逝、そのため若干36歳で会社経営を引き継ぐことになった飯田理

千葉市廃棄物リサイクル事業協同組合

所在地 千葉市中央区登戸1-24-2
代表者 飯田 俊夫
組合員数 31名 出資金 620万円
職員数 4名

会社へ組織変更。産業廃棄物処理業の許可も平成8年の収集運搬に加え、平成19年に中間処理を取得し廃棄物の減量化に取り組んでいる。また、平成18年3月にISO14000シリーズを取得し、常に将来に備えるなど堅実な会社経営を行っている。

【飯田理事長の横顔】

飯田理事長は、当組合以外に千葉市再生資源化事業協同組合副理事長、千葉県資源リサイクル事業協同組合連合会理事、関東資源回収組合連合会理事、日本再生資源事業協同組合連合会理事の要職にある。また、過去に中央会では青年中央会代表幹事を歴任された。司会者や議長、主催者挨拶の上手さには定評があり、創業者から2代目に事業を引き継ぐ難しさはよく耳にするが、飯田環境クリーン(株)でスムーズに事業が継承できたのは、後継者である飯田理事長の経営者としての資質の高さにあると言える。

飯田理事長に趣味についてお伺いしたところ、アンティーク時計の蒐集と売買とのこと。つい先日もアンティークショップで入手したロレックスを倍以上の価格で売却したとか。所有して、身につけて楽しみ、売却しても楽しんで収入にもなる。一粒で二度ならぬ三度美味しく楽しんでしまうあたりは流石である。

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
&トピックス・12月

■ **パン製造業** 【県内全域】

原材料及び燃料費の値上げが高値で推移しており、売上は変化がないが、収益については悪化している。

■ **漬物製造業** 【県内全域】

ガソリンが高くなった以外に、容器まで高くなっている。

■ **味噌製造業** 【県内全域】

暮れにきて全国の味噌メーカーの価格改定が発表されている。当組合も各事業所の判断で個々に値上げの時期等検討中。

■ **シャツ製造業**

【千葉県・東京都】

想像以上に悪い。冬衣料の生産が早く終わったが、春物の出足が遅い。

■ **印刷**

【千葉市】

12月に入っても仕事量は増えず、1～2月には資金繰りにも影響が出ると考えられている。

■ **生コン製造** 【県内全域】

構造的に需要減少が大きく、想像以上に悪い。

■ **電気鍍金** 【県内全域】

売上高は増加しているが、原油高による資材の値上がりのため収益は悪化している。

■ **鉄工**

【千葉市】

景況は原材料高による収益圧迫要因が一段と高まっていることから悪化傾向にある。

■ **機械部品製造業**【野田市】

原油価格高騰の運搬経費等の転嫁までには至っていない。益状況は厳しさを増している。

■ **採石業**

【県内全域】

採石・砂利需要状況衰退。羽田埋立て採石投入時期不透明。価格交渉未定。

■ **土砂採取業** 【県内全域】

燃料の高騰により砂利搬入企業に悪影響が出ている。

■ **石油製品製造業**

【富津市・他】

組合員数も若干ではあるが増加した。

■ **食肉卸売業** 【県内全域】

石油高は経営を圧迫し始めた。

■ **建築材料卸売**【県内全域】

需要は大幅に減少。当面この状態が続くようである。需要減・コストアップのダブルパンチに収益悪化。中小ゼネコン及び関連会社との信用問題が懸念される。

■ **自動車解体業**【県内全域】

10月以降若干だれ気味だった鉄スクラップ市況は、年末になって反発したが、原料の入庫が少なければ業績はよくなる。

■ **小売**

【柏市】

賞与の時期となったが、大きなピークもなく推移した。日祝祭日の来街者が減っている。

■ **小売**

【東金市】

寒くなり、冬物に動きがあった。ギフト関連はここ数年来、客単価が下がっている。年末のお正月商品は競合の増加で苦戦した。

■ **小売**

【野田市】

年中無休の大型店が増えている。

た影響で、正月用食品の売上が伸びない。いつでも買えるという安心感なのか、各家庭で買い控え現象があるようだ。

■ **小売**

【大網白里町】

年末・年始の商況は年を追う毎に下降気味。

■ **電気機器小売**【県内全域】

薄型TVの大幅値下げが続き、先行きの不安感は強い。また、買い控えの傾向がある他に、小型中心になっている。

■ **青果小売**

【野田市】

12月になって、大手のスーパリーの広告が激しく、小型店が大きく影響を受けている。

■ **中古車仕入・販売**

【県内全域】

直販、年末商戦も低調(軽自動車、コンパクトカーも失速)事態の深刻ぶりが長期化(慎重あるいは警戒的な動き)輸出も変動である。

■ **農業機械販売整備**

【県内全域】

組合員の減少化が続いている。

■ **小売・サービス**【銚子市】
 悪いままずっと推移している。

■ **建設揚重** 【県内全域】

稼働率低下、燃料費高騰とコスト上昇の要素のみ。

■ **ソフトウエア業**【千葉市】

人材確保が難しくなってきた。

■ **一般廃棄物処理業**

【千葉市】

12月は当業界において繁忙期であるため、景況は好転した。

■ **貨物運送**

【野田市】

仕事量は多くなったが、軽油の値上りと乗務員不足により、思う様にならない。タクシー料金は値上げしたものの、トラック業界は依然荷主本位の料金のため、思う様に軽油高に対応出来ていない。乗務員不足については、今やトラックドライバーは安い、長時間、きつい仕事の代名詞となり、募集するものなかなか集まらない。

お知らせ

商工中金の転換に係る説明会の開催について

本会では、商工中金が今年10月1日に株式会社に移換されるに当たり、中小企業組合及びその構成員をはじめとした中小企業の皆様を対象に、商工中金の株式会社化の詳細についての説明会を開催します。

説明会後、個別相談コーナーも開設しますので、是非ご参加下さいませようご案内申し上げます。

・開催日 2月19日(火)

・日程

①受付 午後1時～

②説明会 1時30分～3時

③個別相談 3時～4時

・場所 ポートプラザちば

2階ロイヤルII

・参加費 無料

・定員 150名

*定員になり次第締め切らせていただきます。

*定員に達するなど説明会に参加できない場合は、個別相談コーナーのみの参加も可能ですので、開設時間内にお越し下さい。

*問合せは、本会指導相談室まで

Tel 043・242・3277

建築関連中小企業に対する金融上の支援について

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

①セーフティネット貸付制度は、政府系中小企業金融機関による運転資金の融資制度です。

・建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける幅広い業種が対象です。

・一般貸付及び普通貸付と比べ、融資限度額や元金返済据置期間に優遇措置があります。

・担保条件の特例制度が利用可能です。

②セーフティネット保証制度は、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする制度です。

・一般保証と比べ、保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料での保証が可能です。

・指定業種に属し、最近3ヵ月間の売上高等が前年同月比マイナ

ス5%以上の事業者が対象となり、対象事業者は指定期間内に市町村長に申請を行い、認定を受ける必要があります。

問合せ先

・セーフティネット貸付制度について

中小企業金融公庫

東京相談センター

Tel 03・3270・1260

国民生活金融公庫

東京相談センター

Tel 03・3270・4649

商工組合中央金庫

お客様サービスセンター

Tel 03・3246・9366

・セーフティネット保証制度について

(社)全国信用保証協会連合会

Tel 03・3271・7201

休眠組合の解散整理

組合は正当な理由がないのに成立の日から一年以上事業を開始しないとき、或いは一年以上事業を停止している場合、行政庁は業務改善命令を経ないで、直ちに解散命令を出せることになっております。この具体的判断は一般に「三期連続して決算関係書類の提出が

ない」場合にその手続きに入りま

す。今年3年に一度の休眠組合

整理の年なので決算関係書類は必ず所管行政庁に提出して下さい。

労働者、事業主のみなさんへ

職場のトラブル、解決へのお手伝い

●解雇や配置転換、賃下げ、セクハラやいじめなど、労使間のトラブルで悩んでいませんか?お気軽にご相談下さい。

★総合労働相談コーナー(いずれも

祝日を除く月々金9時から17時)

・千葉労働局相談コーナー

Tel 043・221・2303

フリーダイヤル

0120・250・650

平成20年度均等・両立推進企業表彰について

厚生労働省では、「女性労働者の能力発揮を促進するための積極的な取組」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取組」について、他の模範となる取組を推進している企業を表彰しています。平成20年度の各賞候補を公募しますので、ぜひ応募下さい。応募期間は

平成20年1月1日～3月31日まで

・均等推進企業部門

・ファミリー・フレンドリー企業部門

厚生労働大臣最優良賞

問合せ先・応募先

千葉労働局雇用均等室

担当 石山、土谷

〒260・8612

千葉市中央区中央4-11-1

千葉第二地方合同庁舎

Tel 043・221・2307

LLPの設立相談受け付けてます

中央会では、事業協同組合、企業組合等の組合に加え、有限責任事業組合(LLP)の設立相談も受け付けております。連携組織の一つとして組合組織かLLP組織かを選択する際にお迷いの際はどうぞご相談下さい。

*問合せは、本会指導相談室まで

Tel 043・242・3277

訂正

先月号10ページ「謹賀新年」の記載内容(千葉県醤油工業協代表理事)に一部誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

(正) 太田昭吉

(誤) 大田昭吉